

令和3年7月9日

第13回水俣市農業委員会

第 1 3 回水俣市農業委員会

- 1 開催場所 水俣市役所仮庁舎 2 階「第二会議室」
- 2 開催日時 令和 3 年 7 月 9 日
開会 9 時 3 0 分
閉会 1 0 時 2 6 分
- 3 出席委員
農業委員 1 3 名
1 番 坂本 隆司 君 9 番 廣島 康雄 君
2 番 松田 時義 君 1 0 番 松本 公昭 君
3 番 森口 信二 君 1 1 番 渕上 正嗣 君
4 番 山澤 親徳 君 1 2 番 前田 仁 君
6 番 金田一充章 君 1 3 番 戸次 治夫 君
7 番 稲田 祐市 君 1 4 番 元村 善二 君
8 番 中村 清治 君
推進委員 1 3 名
1 5 番 平松 明子 君 2 2 番 坂口 新一 君
1 6 番 蒔元 政廣 君 2 3 番 山口 初憲 君
1 7 番 竹下 正治 君 2 4 番 池田 郁雄 君
1 8 番 竹本 孝幸 君 2 5 番 原田 隆義 君
1 9 番 山内 秋光 君 2 6 番 森下 義孝 君
2 0 番 溝口 幸一 君 2 8 番 古里 君廣 君
2 1 番 安田 昌一 君
- 4 欠席委員
農業委員 1 名 5 番 田畑 和雄 君
推進委員 1 名 2 7 番 下鶴 信雄 君
- 5 議事日程
第 1 議事録署名委員の選出
第 2 報告事項（1）農地転用許可後の工事の完了について
報告事項（2）合意解約通知について
報告事項（3）農用地利用配分計画の認可について
報告事項（4）許可不要転用について
議第 4 8 号 農地法第 3 条の許可申請について
議第 4 9 号 農用地利用集積計画の申出について
議第 5 0 号 令和 3 年度水俣市農地賃借料情報の公示について
議第 5 1 号 令和 3 年度田畑売買価格等の決定について
議第 5 2 号 令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について
- 6 農業委員会事務局
局 長 永松 正治

局次長 大川 尊
主 任 山内 哲郎
参 事 松原 真樹

議 長 (坂本隆司君)	只今より、第１３回水俣市農業員会会議を開催いたします。 本日出席の農業委員は、１３名です。 欠席は、５番、田畑委員です。 よって、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定により、本日の会議は成立いたしました。 本日の署名委員は、１３番、戸次委員、１４番、元村委員にお願いします。 なお、農地利用最適化推進委員は、１３名で、欠席者は、２７番、下鶴委員です。 報告事項に入る前に、農業委員会憲章を指名した委員に読み上げていただきます。 本日は、１２番、前田委員にお願いします。
１２番委員 (前田仁君)	農業委員会憲章 一つ、農業委員会は、食料の自給率と自給力を維持・向上させるため、適正な農地行政に努め、優良農地の確保と効率利用を進めます。
議 長	ありがとうございました。 続きまして、報告事項について、事務局より説明をお願いします。
事務局次長 (大川尊君)	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	報告事項について、御説明申し上げます。 報告事項（１）農地転用許可後の工事の完了についてでございます。 議案書は、１ページ。１件でございます。 それぞれ、表の左から３列目の許可日欄記載の日付で許可を受け、表の右から２列目の日付で、転用事業者から工事完了報告書の提出がありました。 右端の事務局確認日におきまして、現地を確認したところ、許可内容のとおり工事が完了していましたので御報告申し上げます。 次に、報告事項（２）合意解約通知についてでございます。 議案書は、２ページになります。

2件ございます。

まず、番号1です。

貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりでございます。

解約理由は、新たな受け手との調整の結果とありますが、既に新たな借人への配分計画が認可されておりまして、詳細は、後ほど報告事項（3）、農用地利用配分計画の認可についてで御説明いたします。

場所につきましては、3ページをご覧ください。

次に番号の2番です。

貸人、借人、土地の所在は、記載のとおりです。

借人の方が、本件土地を借りて柑橘類を栽培されておられましたが、貸人との話し合いで、所有権を移転することになり、一旦合意解約するものでございます。

取得する農地に関しては、後ほど議第48号、農地法第3条の許可申請についてでの審議となります。

場所は、4ページに示しております。

次に報告事項（3）農用地利用配分計画の認可についてでございます。

議案書は、5ページからになります。

1件でございます。

これは、先ほどの報告事項の（2）で御報告いたしました農地でございます。

貸人、転貸人、転借人は、記載のとおりでございます。

前の転借人との合意解約に伴いまして、新たな転借人への賃借について、令和3年6月15日付けで熊本県知事の認可がありました。

土地の所在等は、記載のとおりで、期間は、令和3年7月1日から令和4年4月30日までの10カ月となっております。

利用目的は、水田。

借賃は、記載のとおりでございまして、利用権の種類は、賃借権でございます。

場所は、6ページでございますが、先ほどと同じ農地でございます。

次に報告事項（4）許可不要転用についてでございます。

議案書は、7ページからになります。

1件でございます。

届出人、土地の所在、地目は、記載のとおりでございます。

面積は、7, 155㎡の内、2.25㎡です。

理由は、記載のとおりで携帯電話の基地局の設置でございます。

場所は、8ページをご覧ください。

平面図等は、9ページ、10ページに記載しておりますので、ご覧いただければと思います。

報告事項の説明は、以上となります。

議 長	ありがとうございました。 報告事項が終わりましたので、只今より議事に入ります。 議第４８号、農地法第３条の許可申請について、を議題といたします。 関係委員の御説明をお願いします。
６番委員 (金田一充章君)	はい、議長。
議 長	はい、６番、金田一委員をお願いします。
６番委員	議第４８号、農地法第３条の許可申請についての１番についてを説明致します。 譲渡人、譲受人及び申請地の所在は、議案書の１２ページの１番に記載のとおりで、面積は１筆で、１，３７８㎡。 地目は、台帳、現況共に畑です。 所有権移転は売買で、利用目的は、柑橘類です。 現地調査を７月５日に、譲受人と事務局２名、安田推進員と私の５名で行いました。 申請地の場所は、１３ページをご覧ください。 実は、２月に非農地判定を行った場所に隣接しています。 譲受人は、かねてから地域の遊休農地解消に尽力をされてまいりました。 申請地は、荒廃地、竹林の状態でしたが、道路と鉄道に挟まれているため、細心の注意を払って竹を伐採し、現在も譲受人自ら重機を操縦し、御夫婦で竹の根の除去作業をされております。 譲受人の耕作地の状況は、１２ページのとおりです。 御自宅は、申請地のすぐ近所です。 ３条２項に該当する事案は見受けられませんでしたので、許可要件は、満たしておるものと思われます。 御審議よろしくをお願いします。
１４番委員 (元村善二君)	はい、議長。
議 長	はい、１４番、元村委員をお願いします。
１４番委員	おはようございます。 農地法第３条の許可申請について、の番号２を説明します。 本日は、田畑委員がお休みですので、代わりまして、私の方から説明申し上げます。

	番号２。譲渡人、譲受人、土地の所在は、議案書記載のとおり。地目は、台帳、現況とも畑ですが、ここは、甘夏園です。先ほど報告事項でありました、合意解約のところでは、譲受人は、息子さんと一緒に甘夏園と漁業をやっておられます。 譲受人の耕作地の畑、１３，３４１㎡はすべて甘夏園です。後継者もおられますので、今回、ここを購入され耕作されるということです。 ７月５日に譲受人、関係者、事務局２名と私とで現地調査を行いました。 場所は、一番いいところで、きれいに管理されており、何ら問題はないと思われます。 よって、農地法第３条第２項の各号には、該当しないため、許可要件は、満たしていると思われますので、御審議のほどよろしくお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第４８号、農地法第３条の許可申請については、許可してよろしいですか。
	(異議なしというものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第４８号、農地法第３条の許可申請については、農地法第３条第２項の各号には、該当しないため、許可書を交付することに、決定いたします。
議 長	次に移ります。 議第４９号、農用地利用集積計画の申出について、を議題いたします。 まず、新規設定の１番から３番の議案を審議した後、新規設定の４番、再設定の１番と２番の議案を審議します。 なお、新規設定の１番から３番の借人である金田一委員は、農業委員会等に関する法律第３１条第１項の規定により、議事に参加することはできませんので、金田一委員の退場をお願いします。

	(金田一委員退場)
議 長	関係委員の、御説明をお願いします。
1 4 番委員	はい、議長。
議 長	はい、1 4 番、元村委員をお願いします。
1 4 番委員	議第49号、農用地利用集積計画の申出について、説明申し上げます。 番号1。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は、田。現況は、畑です。 もう一筆あり、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、田。現況、畑です。 面積は、2筆合計、1, 671㎡です。 始期、終期が令和3年8月1日から令和6年6月30日まで、 2年11カ月の期間です。 利用目的は、玉ねぎ。賃借権ですので、全体で20, 000円 ということです。 場所は、18ページをご覧ください。 次は、番号2です。 貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳が田。現況は、畑です。 面積は、1, 333㎡。 ここは、借人が20年程前から借りて作っているところであります。 期間は、令和3年8月1日から令和8年5月31日までの4年 10カ月です。 利用目的は、玉ねぎで、使用貸借権で無償ということです。 場所は、19ページをご覧ください。 次が番号3。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況ともに畑です。 面積は、417㎡。 後、一筆ありますが、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳は、田。現況は、畑です。 面積は、1, 058㎡。2筆で1, 475㎡です。 場所は、20ページの地図をご覧ください。 ここも、同じく借人が20年程前から作っておられます。 始期終期は、令和3年8月1日から令和8年5月31日まで、 4年10カ月です。 野菜類を作っておられます。

	賃借は、無償。使用賃借権です。 借人は、議案書記載のとおりで、年齢は、64歳。借人は、全部借りて作っておられます。 野菜を作って、販売されております。また、農業委員もしっかりされておられますので、大丈夫と思います。 よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますので、御審議、よろしくお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)
議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第49号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の1番から3番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第49号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の1番から3番については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 金田一委員の入場を認めます。
	(金田一委員入場)
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第49号、農用地利用集積計画の申出についての、4番につきまして、事務局の方から御説明を申し上げます。 議案書は、16ページになります。 4番。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりでございます。全部で6筆となっております。 地目が、台帳、現況ともに畑。

	面積が、6筆合計で、10,766.7㎡となっております。 始期、終期につきましては、令和3年9月1日から令和18年8月31日までの15年となっております。 利用目的は、果樹。借賃につきましては、全体で64,000円。利用権の種類につきましては、賃借権となっております。 借人につきましては、熊本県農業公社となっております。中間管理機構を通じての転貸となっております。 配分計画の予定がございます。 認定新規就農者の方に、配分する予定となっております。 場所につきましては、21ページをご覧ください。 この配分計画の新規就農者の方は、現在、市外にお住いの20代の方ということで、2019年から就農をされて、今3年目ということになります。 現在、約8反程の果樹園を作っておられまして、今回、貸人の方が規模縮小をされるということで、ここの農地を借りられるということでございました。 よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えますので、御審議のほど、よろしくお願い致します。
14番委員	はい、議長。
議 長	はい、14番、元村委員お願いします。
14番委員	それでは、再設定について、申し上げます。 番号1。貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 地目は、台帳、現況ともに畑です。 2筆合計面積が、2,557㎡です。 始期終期は、令和3年8月1日から令和4年7月31日までの1年で、利用目的は、玉ねぎです。 ここは、賃借権となりまして、全体で50,000円です。 借人は、議案書記載のとおりです。 場所は、22ページをご覧ください。 ここは、以前から借人が玉ねぎを作っておられまして、毎年毎年、設定をされておられますので、おなじみだと思いますので、よろしくお願い致します。 借人は、玉ねぎとデコポンを作っておられます。 自宅の周辺で玉ねぎを作っておられ、約1町5反ほど作っておられますので、問題はないと思われますので、よろしくお願い致します。 よって、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、御審議のほど、よろしくお願い致します。

2 番委員 (松田時義君)	はい、議長。
議 長	はい、2 番、松田委員お願いします。
2 番委員	利用権の再設定の 2 番について、御説明致します。 貸人、土地の所在は、議案書記載のとおりです。 3 筆あります。 3 筆とも台帳、現況ともに田。 面積は、3 筆の合計の 2, 1 1 5 m²です。 始期、終期は、令和 3 年 8 月 1 日から令和 6 年 7 月 3 1 日まで。 期間は、3 年。 利用目的は、水稻。借賃は、玄米 1 2 0 k g。利用権の種類は、賃借権。 借人は、議案書記載のとおりです。 経営面積は、自作地 1, 6 8 7 m²。借入地 9, 7 9 1 m²。 従事者は、借人夫妻で 2 人です。 7 月 6 日、竹下委員と現地調査を行いました。 2 3 ページをご覧ください。 借人のお父様が申請地におられ、8 1 歳で非常にご健康でした。 ここは、かつて精米所をやっておられたということで、こだわりの米を作りたいということで、合鴨農法をやっておられます。 現在、合鴨 8 0 羽飼って、やっておられます。 カラス対策、イタチ対策、ばっちりやっておられました。 それから、農道の整備、用水路と非常に良く管理されておりました。 畦道もきれいに草を刈ってあり、非常にきれいな田んぼでした。 私が、お父様に、「非常に良いです。三つ丸です。」と言いました。すると、竹下委員は、「いや、私は五つ丸です。」と言われました。 ということで、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 3 項の各要件は、満たしていると思われますので、御審議のほど、よろしくお願いします。
議 長	担当地区の推進委員から補足説明があればお願いします。
	(なしと言うものあり)

議 長	関係委員より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御意見もないようですので、議第４９号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の４番、再設定の１番と２番については、承認してよろしいですか。
	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第４９号、農用地利用集積計画の申出についての、新規設定の４番、再設定の１番と２番については、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしておりますので、承認することに決定いたします。 次に移ります。 議第５０号、令和３年度水俣市農地賃借料情報の公示について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第５０号、令和３年度水俣市農地賃借料情報の公示について説明させていただきます。 これは、農地法第５２条の規定により、農業委員会は、農地の賃借等の動向を収集、整理し、提供することが求められているため、公示を行おうとするものです。 議案書は、２５ページをご覧ください。 この賃借料は、令和２年１月から１２月までに締結された、農地の１０ａ当たりの賃借料水準、つまり実勢の賃借料を集計して、貸し借りの平均額を目安として算出しております。 この平均額は、算出結果を切り捨てて、１００円単位としております。 また、この金額に拘束力はなく、参考として提供していますので、実際の契約の際には、貸し手、借り手双方でよく話し合っ決めていただくことになります。 集計の方法ですが、市内の農地を、田、畑、樹園地毎に集計し、田にあっては、さらに、市街地、そして、ほ場整備済み区域をＡ地区、その他の区域をＢ地区として集計をしております。 物納でコメの場合は、６０キログラムあたり、１３，０００円

	として、換算をしております。 その結果、田、A地区。田、B地区。畑、樹園地について、それぞれの表の右欄に記載したデータの数から、平均値、最高額、最低額を求めています。 田の部分ですが、A地区の平均額は9,700円、B地区が9,200円となります。 畑の部は、平均額が、10,200円。 樹園地の部は、平均額で、11,300円となっております。 また、一番下の表に、今年度の公示分を含めて、過去5カ年分の推移につきまして、記載をしておりますので、ご覧いただければと思います。 なお、集計の際に異常に高額のもの、異常に低額のものにつきまして、全体から除いて集計をしております。 つきましては、この表により、公示を行おうと思いますので、よろしくお願いいたします。 御審議のほど、よろしくお願いいたします。
議 長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。
10番委員 (松本公昭君)	はい、議長
議 長	はい、10番、松本委員。
10番委員	資料のデータ数のところで、使用貸借の件数は、どれくらいあるのでしょうか。 ようするに、借り賃がただというのはどのくらいの割合なのでしょうか。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	使用貸借の金額に対しましては、すべて、除いてあります。 このデータの数には、入っておりません。 借賃としては、賃借となりますので、使用貸借権では、外して計算してあります。
10番委員	はい。
議 長	はい、10番、松本委員。

10番委員	大体、割合がどのくらいか、年々、増えてきているのか、減ってきているのか気になったので質問しました。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	使用貸借の割合が、どのくらいかということですが、そこまでの、データの分析をしておりませんので、後日、改めて分析をして、御報告したいと思います。
議長	他に、ございませんか。
17番委員 (竹下正治君)	はい、議長。
議長	はい、17番、竹下委員。
17番委員	賃借料の推移の表で、令和3年度の畑と樹園地の値段が高くなっているのは、どういうことなのでしょう。
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	樹園地が高くなっているということですが、令和2年度までは、若干ですが、年々増加ということだったんですが、令和3年度に関しましては、おそらく、昨年度の新型コロナウイルス感染症対策の高収益作物の補助金があったと思いますが、あの時に、いわゆる闇小作の部分がかなり、正式な賃借契約で上がってきましたので、その部分でかなり金額が上がってきたのではないかと考えております。
議長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議長	御質疑、御意見もないようですので、議第50号、令和3年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(なしと言うものあり)

議 長	御異議もないようですので、議第５０号、令和３年度水俣市農地賃借料情報の公示については、本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第５１号、令和３年度田畑売買価格等の決定について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	議第５１号、令和３年度田畑売買価格等の決定についての説明をさせていただきます。 議案書は、２７ページをご覧ください。 順に説明させていただきます。 まず、１番の目的ですけれども、田畑の売買価格については、毎年、全国農業会議所と都道府県農業会議が、田畑売買価格の動向等を把握し、農業政策の立案のための資料とするために、実施しています。 調査方法は、昭和２５年１月１日当時の市町村を調査対象区域とし、都市計画法の線引きの有無、農業振興地域の整備に関する法律による区分等を調査し、中程度の田、及び中程度の畑、並びに樹園地が調査対象となっております。 つまり、自治体内部で、平均的な田畑が、どの位の価格、又は価格帯で取引されるのが妥当か、農業委員会が見解をまとめるというものです。 次に、２番本市の対応ですけれども、水俣市におきましては、調査要領により、昭和２５年当時の市町村である水俣市、久木野村を対象に、田畑をそれぞれ上中下の３区分で選定した１０１筆の農地について、税務課に固定資産評価額の推移を調査いたしました。 今回の調査につきましては、表の中ほどの、３調査概要に記載しておりますが、昨年度と同じく、全てにおいて固定資産税評価額は、横ばい、据え置きとなっております。 そこで、本農業委員会におきましては、４番、売買価格案のとおり、水俣市と久木野村それぞれの田、畑の上中下、そして水俣市の果樹園、さらに水俣市の田畑の農用地区域内の中の価格を昨年度と同額のまま、参考数値としての売買価格、いわゆる推定価格として、御了解を得て公表したいと考えておりますので、御審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	事務局より詳しく説明がありましたが、御質疑、御意見はございませんか。

8 番委員 (中村清治君)	はい、議長。
議 長	はい、8 番、中村委員。
8 番委員	現在の田の評価額が、これだけあるということですか。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	固定資産税の評価額が、1 筆ごとに 1 0 1 筆あるのですが、それを全部、調査をかけておりますが、評価額が基本的に 3 年に 1 回の評価替えになりますので、評価額があまり変わっていないということになっております。
8 番委員	はい、議長。
議 長	はい、8 番、中村委員。
8 番委員	実際の売買価格の統計の数値ではないのですね。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	はい、実際の売買価格の統計は、取っておりません。 評価額で算定をするということにしております。
8 番委員	はい、議長。
議 長	はい、8 番、中村委員。
8 番委員	以前は、売買価格の統計を取り、平均を出していたのではないのでしょうか。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。

事務局次長	以前は、そういったこともしていたかと思います。 今後も、売買価格については、大分差がありますので、今後、売買価格の実際の価格と、固定資産評価額と合わせて、事前に協議をさせてもらえかと思います。
2 番委員	はい、議長。
議 長	はい、2 番、松田委員。
2 番委員	以前も、提案したのですが、水俣市と久木野村と分けてありますが、この久木野村とすると、中学生や高校生は知らないので、水俣市はそのままでもいいのですが、久木野地区に変えていただけないでしょうか。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事務局次長	表記を、久木野地区に修正したいと思います。
議 長	他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 1 号、令和 3 年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定してよろしいですか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第 5 1 号、令和 3 年度田畑売買価格等の決定については、本案のとおり決定いたします。 次に移ります。 議第 5 2 号、令和 3 年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、を議題といたします。 事務局より説明をお願いします。
事務局次長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。

事務局次長

議第５２号、令和３年度の目標及びその達成に向けた活動計画について、ご説明いたします。

議案書は、２９ページをご覧ください。

１件ずつ説明しますと、長くなりますので、主なものについてのみ、順に説明させていただきます。

まず、Ⅰ、農業委員会の状況ですが、農林業センサス及び現状を基に記載するようになっております。

この中で、１番目、農家・農地等の概要の次の中段の表をご覧ください。上から３番目、遊休農地面積との記載がありますが、遊休農地面積につきましては、農地法第３２条に定める１号及び２号遊休農地になり、荒廃農地調査でいうところのいわゆるＡ分類の農地となりますが、田が６１ha、畑が１３８ha、合計の１９９haとなっております。

なお、経営耕地面積等の農林業センサスを使用した項目につきましては、令和２年に最新の農林業センサスを実施しておりますが、市町村別の数値がまだ、確認できませんでしたので、平成２７年２月１日の数値を使用しておりますので、御承知ください。

次に３０ページを、お開きください。

３０ページのⅡ、担い手への農地の利用集積・集約化をご覧ください。

まず、１、現状及び課題の表の、現状のところでございます。

これまで、管内の農地８８８haのうち、２１５．２haが担い手に集積されております。

次の２、令和３年度の目標及び活動計画ですが、これまでの集積面積である２１５haを目標としています。

活動計画として、前年度の意向調査を基に、農地中間管理事業等の制度内容の周知や委員による斡旋を行うとともに、貸借希望者等の情報提供をこまめに行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

次に、Ⅲの新たな農業経営を営もうとする者の参入促進ですが、１、現状及び課題の表をご覧ください。

票の右端、令和２年度新規参入者数実績として、３経営体が、参入しております。

これは新規就農者の方、３名となります。

その下の表、２、令和３年度の目標及び活動計画の参入目標数ですが、令和元年度、平成３０年度も２経営体の参入がっておりますので、例年どおり２経営体の参入を目標として、農林水産課、ＪＡ、県等と連携して、主に新規就農者への情報提供を図ってまいりたいと考えております。

次に、３１ページのⅣ、遊休農地に関する措置の、１、現状及び課題をご覧ください。

表中央の遊休農地Ｂ、１９９haの遊休農地につきましては、その次の表の２、令和３年度の目標及び活動計画として、目標欄の遊休農地の解消面積を１５haとし、解消に取り組みたいと考えております。

	活動計画としましては、表に記載のとおり、8月以降、農地利用状況調査を実施していただき、農地中間管理事業等の活用へつなげていきたいと考えております。 最後に、Vの違反転用への適正な対応でございますが、現状では、違反転用の適用はございませんでした。 32ページ以降につきましては、令和2年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価でございます。 これは、昨年度の実績でございます。個別の説明につきましては、割愛させていただきますが、33ページの先ほどの修正をいただきました、2の表、担い手への農地の利用集積・集約化の令和2年度の目標及び実績の達成状況が、集積目標280haに対し、実績215.2haで、76.9%ということで、100%に達成できませんでしたが、その他の項目につきましては、法定に沿って、支障なく実施されておりますことを報告しておきます。 以上、目標等につきまして、御説明申し上げます。 つきましては、御審議、御承認の程、よろしくお願いいたします。 なお、この目標等につきましては、農業委員会等に関する法律第37条の規定により、その事務の実施状況を農業委員会は、公表することとされておりますので、今後、ホームページでの公表を行う予定としております。 説明は、以上でございます。
議 長	事務局より説明がありましたが、御質疑、御意見は、ございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	こういう計画がありますので、取り組まなければいけないところでございます。 私から、一ついいでしょうか。 市外の業者がですね、サトイモを種から作付けして、買い取り価格がキロ150円という話が来ております。 現在、水俣でも数軒の方が作付けをしておられますので、説明を聞きに行こうと思っております。 少しでも、遊休農地を減らすため、このような取り組みの話があれば、ぜひとも進めてまいりたいと思います。 他にございませんか。
	(なしと言うものあり)
議 長	御質疑、御異議もないようですので、議第52号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、本案のとおり決定してよろしいですか。

	(異議なしと言うものあり)
議 長	御異議もないようですので、議第52号、令和3年度の目標及びその達成に向けた活動計画については、本案のとおり決定いたします。
議 長	これをもちまして、全提出議案の審議が終わりましたので、第13回水俣市農業委員会会議を終了いたします。 皆様、お疲れ様でした。

水俣市農業委員会会議規則第7条第2項の規定によりここに署名する。

議 長

署 名 委 員

署 名 委 員